

第21回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年11月15日（金）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

足立佳代子，生貝由香里，伊藤納，入江真，上田日出子，金津保，倉家伸二，
寺本和佳子，橋本治，藤澤眞一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

家裁裁判官，首席家裁調査官，家裁首席書記官，次席家裁調査官，家裁訟廷管
理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 各委員の自己紹介
- (2) 委員長選出
- (3) 前委員会での提言に対する報告
- (4) 本題テーマ「家事事件手続法下における家事調停の運営について」の趣旨説明
- (5) 家事調停の事件動向，家事事件手続法下での運用の変更点，家事調停の広報
についての実情説明等
- (6) 意見交換等① 意見交換の要旨は別紙のとおり
- (7) DVD視聴，当事者待合室・調停室見学
- (8) 家事事件手続法による改正点等についての説明
- (9) 意見交換等② 意見交換の要旨は別紙のとおり
- (10) 次回期日 平成26年6月5日（木）午後1時30分
- (11) 次回の意見交換の主なテーマについて
「新庁舎の利用に関して」（地裁委員会と合同開催）

(別紙)

意見交換の要旨

意見交換①

(A委員) 調停は、揉めている人たちの間で話し合いをする手続であるが、実際には、スムーズに進んでいくものなのか。

裁判所 家事事件手続法が施行されてから、最初の調停期日に呼び出す際に、申立書の写しを送付することになり、裁判所に来庁する前に申立人が調停を求めている内容が相手方に分かるようになったこともあって、突然呼出状だけが送られてきたとの感情的な対応を受けることは減ってきている。それでも、すべてが呼び出しに応じているわけではないので、離婚などの紛争で子どもの処遇に重要な影響があるような事案や法律的な手続の理解が足りないと思われる事案、当事者に感情的なわだかまりがある事案では、相手方の言い分もきちんと聞く手続であることなどを家裁調査官から説明して出頭を促すことで、調停のテーブルに着いてもらえることもある。

(B委員) 子どもの問題に日々向き合っている所に、家事調停のような制度を紹介することができたら良いと思う。

(C委員) 一般の国民にとって裁判所へ相談に行くことは敷居が高い。市役所にある市民相談室は、割と気軽に行き易いと思っているが、地域の行政機関との連携などはどのようになっているのか。

裁判所 市役所等の窓口担当者との定期的な協議などは行っていない。市役所等からは地域の各種相談窓口を案内するリーフレットなどを作成、更新する際に、裁判所の窓口についての照会があり、そのときに裁判所に関するアナウンスをお願いしている。また、裁判所が発行する各種手続を案内するリーフレットの一定部数を市町村へ送り、窓口への備置きなどをお願いしている。また、一般の方がいわば何でも相談的に市町村の窓口相談に行かれることが多いことは、そこで裁判所に行くことを勧め

られて来られる方が割といることから承知している。戸籍に関する問題などでは、裁判所の手続案内では対応できない案件もあるので、裁判所の窓口で扱える事柄の範囲について、市町村の窓口担当者の方に理解していただけるよう説明することもある。

(D委員) 弁護士事務所に来られる方の大半は、自分の問題を解決するためもあってか、家庭裁判所の手続についてもひととおりのことを調べてから来られる。その上で、調停をするには弁護士に依頼した方が良いのかどうか、ということなどを聞かれる。調停は勝ち負けではなくて、話し合いで解決する手続なので、弁護士費用をかけるよりも、今相談されたことを自分の言葉で話して、こういう解決がしたいと、ご自身で伝えて手続を行われた方が良いのではないかとアドバイスしている。そうした方が、自分で解決したという自信などを持てるのではないかと思う。もちろん、自分である程度調べて検討することができない場合もあるとは思っているので、裾野を広げることは重要だと思うが、裁判所の手続に関する情報は得ている人が多いと感じるので、今のシステムに問題があるとか、周知がされていないということはないという印象である。

意見交換②

(E委員) ひまわり相談室といって街の中の相談室を運営している保護司会がある。市役所や交番などよりも入りやすいためなのか、相談にみえる人は多いが、そういうところにも来られない人はいると思う。そういう人にどうアプローチしていくかが課題だと思う。裁判所は、やはり敷居が高いと感じる。裁判所の玄関までは来ても、相談場所が仮庁舎のように奥まったところにあると、そこまで入って行かれないかも知れない。地方公共団体では、利用者の利便を考えて1か所で用が足せるワンストップサービスを取り入れているところもあると聞く。裁判所も、ここに行けば何でも対応してもらえるといるところがあると、利用し易いと思う。

(C委員) ワンストップサービスという点では、今の仮庁舎でも、各部署が他の

部署と連携が取れるようなシステムがあればと思う。また、行政との連携という点では、もっと裁判所から発信してもらえればと思う。

(B委員) ハード面の配慮も必要だと考える。私も多くの相談を行っているが、そこでは雰囲気を非常に大事に考えて、今日見せてもらった調停室のような相談室を利用している。

(F委員) これまで家事調停を申し立てられた方々に、アンケートなどで、家事調停を利用しようとしたきっかけが、広報なのか、口コミなのか、弁護士から勧められてなのか、インターネットで調べた情報によるのかなど、把握してそれを精査するというのは、家事調停を知らない人に知ってもらう方法を検討する上で有用ではないかと思う。

(G委員) 裁判所が、模擬少年審判などのいろいろな試みや制度広報をされているのが分かった。報道機関としても情報告知の番組を制作しているので、何か催しの企画などがあれば、周知のために取り上げていくことができると思う。

以 上